

## 「財政健全化法案」を読む

総務省は3月6日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」をまとめ、自民党総務部会に報告して了承された。この日に総務大臣は夕張市が先月議決した財政再建計画に同意した。両者の「つながり」を示唆させる。法案は9日には閣議決定され、今国会に提出された。

総務省は竹中前大臣主催の「21世紀地方分権ビジョン懇談会」報告を受け、昨年8月に「新しい地方財政再生制度」研究会を立ち上げ、「新しい自治体再建法制」を2年以内に整備する方針を打ち出した。12月にまとまった最終報告をもとに、法案化が急ピッチで進められた。「夕張問題」が作業を加速させたという。

法案は5章と附則からなり、第1条で「この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする」としている。

どのように財政健全化・財政再建をすすめるのか。3つの段階に分けてポイントを記していこう。まずは、すべての自治体は財政状況を示す4つの指標を作成し、監査委員がこれを審査し、議会に報告・公表義務が課せられる。4指標は 実質赤字比率、 連結実質赤字比率、 実質公債費比率、 将来負担比率であり、新たに設けられたのがとである。 の連結実質赤字比率は財政規模に対する赤字の割合であり、介護保険事業などの赤字も含む。 の将来負担比率は財政規模に対する将来の債務負担の大きさを示し、公社や第三セクターの債務も対象となる。

財政状況が悪化して、4指標のうち1つでも「早期健全化基準」を上回ると、財政健全化計画の策定が義務づけられる。いわば「イエローカード」のような制度だ。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務大臣や知事が必要な勧告もできる。勧告を受けると外部監査が義務づけられる。

財政状況がいちだんと悪化して を除くいずれかの指標が「財政再生基準」以上になると、「レッドカード」の段階に入る。自治体は財政再生計画を策定し、外部監査を実施しなければならない。自主的な財政再建が基本だが、財政再生計画が総務大臣の同意が得られないと、災害復旧事業を除く起債や収支不足額を振り替えるための「再生振替

特例債」の発行も認められない。また、財政再生団体の財政運営が再生計画に沿っていない場合には、総務大臣は予算の変更など必要な措置を勧告できる。

総務省は同法成立後、1年かけて財政指標の基準値を設定し、政令で定める段取りという。計画策定などの義務づけは、各自治体が財政健全化に向けた予算編成の機会を与えるため、08年度決算から適用するとしている。法案の検討過程では、財政が著しく悪化した自治体の「借金棒引き」を可能にする債務調整の是非も議論されたが、結論は先送りされた。

これまでの財政再建に関する法律は、1955年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」であった。この法律は自治体本体（普通会計など）の実質収支の赤字比率だけを基準としているため、他の会計から赤字を埋めれば再建団体に転落しなくて済んだ。半世紀ぶりの再建法制では、複数の会計間の資金のやりくり、公社や第三セクターなどの債務などにも監視の網をかけることになり、自治体の破綻防止に一定の効果はあるといえる。

だが、今回の法案には問題点も少なくない。第1に、これまで以上に国の監視が厳しくなり、中央統制が格段に強化されることである。地方分権の後退が懸念される。外部監査の義務づけなども、自治体の財政自治を脅かすことになりかねない。それと全国知事会などが指摘するように、画一的な指標・基準で線引きされることにより、地域的に多様な財政状況を反映できないという問題もある。

第2に、自治体の財政運営や行政サービスへの影響である。日本経済新聞も「国による地方財政の監視が強まることで、財政赤字を抱える自治体では行政サービス見直しや住民への負担増などの動きが広がりそうだ」（3月10日付）と指摘している。「構造改革」のもとで自治体リストラが実施され、住民サービスが切り詰められ、負担増が推進されてきたが、それに拍車をかける可能性が強い。

「夕張ショック」「夕張効果」により地方行革・自治体リストラが加速されてきた。近年の地方財政危機は、放漫な財政運営だけが原因ではない。「三位一体改革」により地方交付税削減が致命傷となり、自治体の財政運営を困難にしている。国の財政再建のしわ寄せが地方財政危機を招いている。それと夕張に典型的なように、地域経済が疲弊して究極の過疎化がすすみ、自立的な財政運営ができなくなっている。「格差社会」が問題になっているが、地域と自治体のサイドからも格差是正に向けた取り組みが求められている。

（東海自治体問題研究所『所報』527号、2007年4月10日所収）